

## 市民意見公募手続（パブリックコメント）制度

### 実施対象

市民意見公募手続の実施対象は次のとおりです。

- ① 総合計画等市の基本的な政策，個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針  
その他基本的な事項を定めるもの
- ② 市民等に義務を課し，又は権利を制限することを内容とするもの（公の施設の設置管理並びに市税  
の賦課徴収及び分担金，使用料，手数料その他金銭の徴収に関するものを除く。）
- ③ その他，必要があると認めるもの

### 意見を提出できる方

- ① 松山市内に住所がある方
- ② 松山市内の学校に在学する方
- ③ 松山市内の事務所・事業所に勤務する方
- ④ 松山市内に事務所・事業所を有している方や法人その他の団体

### 資料の入手方法

- 意見を募集する実施事案の内容，その関連資料，意見提出書などは，市ホームページに掲載すると  
ともに，手続を実施する所管課・市役所1階市民閲覧コーナー・各支所で閲覧できます。
- 手続を実施する所管課ではこれらの資料を持ち帰ることもできます。

### 意見の提出方法

所定の意見提出書に氏名，住所，連絡先等の必要事項とご意見を記入いただき，持参，郵送，ファ  
クシミリ又は電子メールで手続を実施する所管課までご提出ください。

※電話や口頭によるご意見は受け付けできません。

※所定の意見提出書の記載必要事項が含まれていれば，個々に作成された書面で提出いただいても  
結構です。

### 結果の公表

提出されたご意見の内容やそれに対する市の考え方などを公表します。

（個人名などは公表しません。）

### その他

- ① 意見の募集期間は，原則30日以上とします。
- ② 市民意見公募手続の実施を周知するため，意見の募集開始前に市ホームページなどで事案の概要を  
お知らせします。